(浄化槽市町村整備推進事業) 市設置型浄化槽

費用(屋外のみ)。

が浄化槽を管理します。 個人負担となります。(左記の「下 風呂や排水管等の新設・改修などは 使用開始後は使用料をいただき、 金」をご利用ください。)浄化槽の 水道等排水設備設置普及促進補助 ただし、設置に伴うトイレ・台所・ き、市が浄化槽を設置する事業です。 分担金22万円を納付していただ 市

問い合わせ下さい。

など詳しいことは、

※本補助金は、

今年度限り

を予定し

ています。

上下水道課

下水道係

⊒ 47 I

206

平成30年3月 槽の浄化槽を設置できる方。 水道等の集合処理区域以外で、 16日までに5人 了 12 人

ちょっと増やせる付加年金

> に受給する年金額を増やすことがで を上乗せして納めることで、将来的

に追加で付加保険料(一律400円)

付加年金とは、

国民年金の保険料

きる年金です。

等排水設備設置普及促進補助金) 下水道等接続補助金(下水道

対象市が整備した下水道の公共ま 工事に係る排水管や排水ますの設置 続する工事(新規加入)を行う方で、 又は浄化槽へ新たに排水管を接

> 補助金額 市外の場合は補助金3万円。 芸高田市内の場合は補助金5万円、 工事する排水設備指定工事店が安

補助の要件や、 申請に必要な書類

上下水道課へお

- ます 金の第1号被保険者の方に限られ 納付者は自営業者などの国民年
- 険料を納めることができます。 民年金の任意加入者の方も付加保 60歳以上65歳未満の方など、
- 国民年金基金に加入中の 加保険料を納められません。 方は付

意のときに申し出て、 も掛け捨てにはなりません。 めることができますが、その場合で 料を納付している方は、 の場合は翌営業日)です。 その納付をや 付加保険 つでも任

つ

いては、

広島県最低賃金よりも

金

お問い合わせ先 保険医療課医療保険年金係

適用される場合があります。

額の高い特定(産業別)最低賃金が

●掛け捨てになりません

納付期限は翌月末日(休日・祝日

価の上下に対応した

「物価スライド

せて受給できる終身年金ですが、

40年納めた方についても同様です。

付加年金は、老齢基礎年金とあ

険料総額と同額になり元金がかえって

2年間受給すると納付した付加保

きます。付加保険料を10年納めた方、

加保険料を納めた月数〉

の式で計算さ

付加年金受給額は〈200円

繰下げ支給をした場合には、本体の 支給されるため、 制度」(増額や減額)などはあ は増額されることになります。 老齢基礎年金と同じ割合で減額また せん。一方、老齢基礎年金と一緒に 繰上げ支給または

●付加保険料納付時の留意点

- 保険料を納められません。 保険料を免除されている方は付加 半額免除などの一部免除を含め、

三次年金事務所

広島県西部県税事務所個人課税課 すのでお問い合わせください 申請には必要書類などがござ **☎**082-513-5366

給等)の別を問いません。 態(常用・臨時・パー 適用されます。年齢、性別、 内の事業場で働くすべての労働者に 賃金が時間額818円に変わり、 卜等)、支払形態(月給·日給·時間 ト・アルバイ 雇用形 県

平成29年10月1日から広島県最低

変わりました 広島県最低賃金が

国

また、 特定の産業で働く労働者に

三次労働基準監督署 広島労働局労働基準部賃金室 ご不明な点はお問い合わせください。

※午後の便については、時刻調整中 10 時 00 分頃 10 時 40 分頃 13 時 00 分頃 13 時 40 分頃 ※ 15 時 00 分頃 ※ 15 時 40 分頃 ※ 17 時 30 分頃 ※ 18 時 10 分頃 ※ 20 時 20 分頃 ※ 19 時 40 分頃

- ・詳細なダイヤは、通院や通学等の利用実態に配慮し設定していきます。
- ・バス停の位置は、現行の三江線駅(式敷駅・信木駅・所木駅・船佐駅)付近と乙木橋に設置するほか、式 敷駅から乙木橋までの間はどこでも乗降可能なフリー区間とします。運賃については、対岸の 375 号ルートとの 整合性を図りながら決定していきます。

場所

クリスタルア

ジ 3

市民ギ

ヤ

税について \ちょっと /考えてみょう!

税を考える週間

国税庁のホームページでは、「国税庁の取組 や「税に関する情報」を紹介しています。

国道 375 号

三江線

香淀駅

安芸高田市

6 時 50 分頃

8 時 40 分頃

11 時 20 分頃

※ 16 時 00 分頃

※ 18 時 20 分頃

■時刻表

県道112号

らしを 支える税」

検 索 国税庁

今年のテーマは

税を考える週間

42 42 0008

14 30 分

11 月 4

日(土)13時30分~

11

日(土)

三江線代替交通運行計画が承認されました

運行するバス等のルート、運行主体、運行形態等が決定しました。

三江線代替交通運行計画

三次市

国道 375 号ルート 三次市が1日5往復運行

江の川

船佐駅

県道 112 号 式敷駅〜三次駅ルー

民間2事業社が1日5往復運行 運行主体/織田産業(株)・芸北タクシー

運行車両/14人乗りワゴン

(本市を走行)

7時30分頃

9時20分頃

12 時 00 分頃

※ 16 時 40 分頃

※ 19 時 00 分頃

長谷駅

粟屋駅

9月1日、三江線沿線6市町の首長や広島・島根両県、中国運輸局長等で構成 される三江線代替交通確保調整協議会(地元協議会)は、沿線住民との意見交換

を踏まえた代替バス等の運行計画案を承認しました。この結果、来年4月1日から

ひご来場くださ

より深めていただく機会として、

ぜ

税金の意義や仕組みなどの理解を

等のイベントを行います。

優秀作品表彰式、

税金クイズ

税に関する絵はがき・標語の作品展

法人会ほかの共催により、

小学生の

国道54号

考える週間」です。

11月11日から17日までは、

「税を

市内では、

公益社団法人高田白木

税を考える週間

・三次中央病院の乗り入れについては、関係機関と協議を行っています。

政策企画課 企画調整係 ☎42-5612

広報 あきたかた 平成29年11月号

場所クリスタルアージョ4階

10時30分~15時30分

研修室402

|日時||1月8日 (水)・9日

木

交付申請の受付

農業用軽油免税証

12